

平成21年度西原町予算編成方針

平成20年11月

国の予算編成

国は、「経済財政改革の基本方針2008」（以下「基本方針2008」という。）を平成20年6月27日に閣議決定したところである。

「基本方針2008」の役割は、「日本経済の成長力を強化するとともに、豊かで安心できる国民生活を実現するための経済財政改革の道筋を示すことである」とし、①成長力の強化、②低炭素社会の構築、③国民本位の行財政改革、④安心できる社会保障制度、質の高い国民生活の構築、に取り組むこととしている。

国の平成21年度概算要求の基本方針は、平成21年度予算について、「基本方針2008」を踏まえ、引き続き「基本方針2006」及び「基本方針2007」に則った最大限の削減を行うこととされている。また、これまでの財政健全化の努力を今後とも継続していくため、引き続き、歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、真に必要なニーズにこたえるための財源の重点配分を行うこととされている。また、基礎的財政収支の改善を図り、国債発行額についても極力抑制することとされている。

地方財政については、「基本方針2008」及び地方分権改革推進委員会の勧告に基づき、国と地方の役割分担等を見直すとともに、その見直しに応じ、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しを一体的に推進することとされている。また、平成21年度の地方財政計画について所要の地方財政措置を講ずるに当たり、「基本方針2006」等に基づき、ムダ・ゼロ、政策の棚卸し等の国における取り組みも踏まえ、国の歳出の見直しと歩調を合わせて歳出を見直し、地方財源不足の圧縮に努めつつ、地方公共団体の安定的な財政運営に必要となる地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保することとされている。

※ 基本方針2006では、財政健全化の取り組みとして、平成23年度までには国・地方合わせた基礎的収支を黒字化するため、約11兆円から14兆円の歳出を削減し、地方財政については、地方公務員人件費、地方単独事業等の徹底した見直しを行うとしている。

地方財政の状況

一方、地方財政については、平成21年度地方財政収支の8月仮試算（総務省）において、歳入歳出総額82.8兆円（前年度比△0.8%）が示されている。

歳入のうち、地方税は2.3%減、地方交付税は3.9%減、交付税の不足分を補う臨時財政対策債は0.1%増となっている。

歳出では、給与関係経費1.4%減、投資的経費3.0%減と見込まれる一方、社会保障費の増が見込まれている。

国・地方を通じた厳しい財政状況の中、地方公共団体には、少子高齢化に対応した地域福祉の充実、環境問題への対応、新たな時代にふさわしい活力ある地域づくりの推進、住民生活に密着した社会資本の整備等の財政需要に適切に対応することが求められている。

また、「地域のことは、地方公共団体が担い、住民が自らの責任に基づき決定する」という地方自治の本旨に基づき、多様で活力があり住民が安全・安心に暮らせる分権型社会を実現するため、国と地方が共同して地方分権改革を総合的かつ計画的に推進していく必要がある。

このような状況の下で、地方公共団体が、その役割を適切に果たしていくためには、「集中改革プラン」に明示した数値目標の達成に向け、同プランに基づく取り組みを着実に実施し、更なる行財政改革に取り組むことが求められている。

本町の財政状況

平成19年度決算における歳入の状況は、地方税が※前年度比9.4%増の30億8千万円で、徴収率も90%（昨年度87.9%）と伸びている。しかし、依然として地方交付税や国庫補助金、地方債等の依存財源が約53%（前年度約60%）を占め、国の施策に大きく影響を受ける歳入構造となっている。

歳出では、扶助費や公債費といった義務的経費の増加により、経常収支比率は89.2%（前年度88.0%）まで上昇し、歳出構造の硬直化が進んでいる。

基金については、平成19年度末残高で約14.3億円、うち財政調整基金残高は、これまでの財源不足による取り崩しも行ったが、積立ても実施したことにより、3.9億円（前年度2.3億円）という状況である。

地方債残高は、平成19年度末で一般会計約103億円（前年度末105億円）、特別会計を含めた町全体では約139億円（前年度138億円）となっている。

※ 税源移譲に伴い、平成19年度から所得税（国税）と住民税の税率が見直しとなった。国と地方の税源の分配については、国60%・地方40%から国40%・地方60%となる。

※ 税源移譲後は、町税の徴収状況が今後の収入に大きく影響されることとなる。平成19年度決算においては、町税の徴収率が、90%台（平成9年度以来）となり、自主財源の確保という点で、その貢献度は大きいものがあった。

平成21年度の収支見通し

歳入では、町税において、これまでの伸び率を勘案し、約1,300万円（0.4%）増で設定した。（総務省8月仮試算△2.3%）

地方交付税は、約9,600万円（△5.0%）減で設定した。（総務省8月仮試算△3.9%）

地方債では、臨時財政対策債において、前年度同額程度と見込んでいる。（総務省8月仮試算0.1%増）

歳出では、引き続き、扶助費や公債費といった義務的経費の伸びが見込まれ、平成21年度においては、多額の収支不足になることが懸念される。

また、平成21年度以降は、庁舎建設や西地区区画整理事業等、多額の経費を要する事業も計画されていることから、今後も厳しい財政運営は続くものと予想される。

予算編成にあたっての留意事項

このような現状を踏まえ、まちの将来像「文教のまち 西原」実現のため、また、町民のみなさまが西原町に住んで良かったと実感できるまちづくりをするため、職員一人ひとりが課題に向き合い、知恵と工夫を凝らし、一層の住民サービスの向上が図れるよう平成21年度の予算編成をお願いする。なお、下記事項に留意の上、編成に臨まれたい。

- 1 見積りに当たっては、平成19年度決算内容の分析及び平成20年度事業執行状況を十分検証し、「歳入は少なめ」「歳出は多めに」のような要求を行うことなく、真に必要な通年の経費を見積もること。年度中途の補正は、災害の発生や制度改正等当初予算編成時に予見できないもので真に緊急やむを得ないものに限られるので留意すること。
- 2 厳しい財政状況を念頭に置き、新たな財源の確保に努めるとともに、内部経費等の徹底的な見直しによる思い切った歳出削減に努めること。
- 3 西原町行財政集中改革プランに掲げた項目の取り組み及び行政改革推進委員会での意見及び提言についても検討を行い、予算に反映すること。
- 4 懸案の事業など特に問題を含んでいるもの又は複数の課に関係する事業などについては、事前に関係機関又は関係課との協議をしておくこと。
- 5 要求に当たって、企画政策課に提出した事業計画調書に基づき行うこと。また、11月より実施する事業計画ヒアリングで確認した内容を下記及び当初予算要求基準（別紙）に基づき反映すること。

1) 財源の確保

- ・ 保育料については、国基準とのかい離が大きい階層について他市町村の状況を調査し、見直す方向で予算に反映させること。
- ・ 町有地の売却について、検討を行うこと。
- ・ 平成19年度の町税、学校給食費、保育料等の滞納繰越額が約3億円を超える現状を踏まえ、徴収体制の強化を検討すること。

2) 人件費の要求基準

- ・ 職員給与については、平成20年11月1日現在における現員を計上すること。
- ・ 時間外勤務手当は、平成20年11月1日現在における予算現額以下を計上すること。

3) 経常的経費の要求基準

- ・ 報酬、賃金、報償費、旅費、交際費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費、負担金補助及び交付金等の経常的経費は、平成20年度当初予算計上額以下で要求すること。
- ・ 需用費については、平成20年度当初予算計上額10%減で要求すること。

4) 投資的経費（補助・単独）の要求基準

- ・ 事業計画調書に基づき計上すること。単独事業については、優先順位をつけ調整できるようにしておくこと。

5) 廃止及び見直し検討と確認した事務事業

- ・ 事業計画ヒアリングにおいて、廃止と確認した事務事業については、予算計上しないこと。また、見直しとなった事務事業についても、見直しを行い予算に反映させること。

6) 負担金補助及び交付金の見直し

- ・ 負担金等は、町村会等の決定通知に基づき計上すること。
- ・ 各種団体補助金については、事業計画ヒアリングで確認した事項及び「西原町補助金の交付に関する規則」の交付基準に基づき計上すること。

- 6 特別会計及び公営企業会計については、一般会計に準じて編成すること。また、平成20年度決算分から※地方公共団体の財政の健全化に関する法律が完全適用されることから、これまで以上に財政の健全化に向け努力すること。

※ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律：自治体の財政の健全性に関する比率の公表制度を設け、当該比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営健全化を図るための計画を策定する制度→①実質赤字比率②連結実質赤字比率③実質公債費比率④将来負担比率（以下「4指標」という。）で財政状態を評価。4指標は、監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、及び公表しなければならない。一般会計だけでなく、特別会計、公営会計、一部事務組合、広域連合、公社も含めて指標の対象となる。（平成19年度決算分から一部実施されている。）

- 7 予算要求及び根拠資料提出期限は、平成20年12月8日（月）までとする。

歳入

①町税

- ・ 見積りにあたっては、経済情勢、税制改正、その他諸般の状況を勘案し、課税客体の的確な把握、滞納状況の分析に努め、的確な額を計上すること。

②地方交付税、地方譲与税

- ・ 地方財政計画の策定動向に留意し見積もること。

③分担金、負担金

- ・ 受益者負担を基本に徴収基準に基づき適正な額を見積もること。特に保育料徴収金については、国基準とのかい離が大きい階層については他市町村の状況を調査し、見直す方向で検討し、予算に反映させること。

なお、現年度分については、100%徴収することとし、滞納分の防止に努めること。

④使用料、手数料

- ・ 施設の利用状況、許可処理事務件数等を的確に見積もること。対象となる事務事業に要する経費や他市町村の状況を調査し、見直しも検討し、適正化に努めること。

なお、現年度分については100%徴収することとし、滞納分の防止に努めること。

⑤国庫支出金、県支出金

- ・ 制度改正等十分確認の上、的確に見積もること。計上にあたっては、交付基準に基づいて超過負担とならないよう見積もること。

⑥財産収入

- ・ 財産の現状を的確に把握し、管理を十分に行い効率的な運用を図ること。特に利用価値の低い町有財産は積極的に売却し、収入の確保に努めること。また、貸付収入については周辺地域の状況を調査し、比較検討して適正な価格を見積もること。

⑦諸収入

- ・ 的確に見積もること。適宜見直し検討すること。給食費負担金は納付率の向上に努めること。

⑧町債

- ・ 地方債計画の策定動向等に留意し見積もること。また、公債費の増加に伴い将来の財政硬直化をきたさないように慎重に措置すること。

⑨その他

- ・ 国・県補助金、使用料及び手数料、分担金及び負担金、財産収入、指定寄附金、繰入金、諸収入の特定財源は歳出側へ充当処理を行うこと。

歳出

①報酬

- ・ 恒常的な嘱託職員については、事務事業の見直し等内部努力を行い、極力削減に努めるとともに、慣例的な雇用にならないようにすること。

②人件費

- 平成20年1月1日現在における現員によるものとし、積算基礎については別途通知（総務課資料）する予定であるが、担当課でも十分確認の上、見積りがないように年間所要額を計上すること。特に時間外勤務手当等については、総額を前年度以下に抑制するため、平成20年1月1日現在における予算現額以下とすること。

なお、年度途中の補正は、原則として認めない。

③賃金

- 事務分掌や事務事業の見直し等内部努力を行い、極力削減に努めるとともに慣例的な雇用にならないようにすること。前年度以下に抑制すること。

④報償費

- 謝礼金等は、講師謝礼金支払基準表（別添）により計上すること。褒賞費等は、華美にならないこと。前年度以下に抑制すること。

⑤旅費

- 出張の目的、効果、緊急度、日程などを十分検討し、過去の実績にとらわれることなく、真に必要なものに限定して要求すること。管外旅費は、航空券は早割、ホテルパック等を活用すること。その他有利な方法があればその額を計上すること。

⑥交際費

- 前年度実績を勘案して計上すること。

⑦需用費

- 経費節減の意識で創意工夫の上見積もること。前年度比10%減（イ光熱水費を除く。）で要求すること。
 - (ア) 各種消耗品は、創意工夫により一層の効率化を図り、経費節減に努めること。
 - (イ) 光熱水費については、平成20年4月～10（11）月までの実績及び平成19年11（12）月～3月までの実績を加えて算出すること。
 - (ウ) 懇親会等の食糧費は、原則として認めない。
 - (エ) 印刷製本費は、内部印刷を活用するとともに、極力、広報にしはら及びホームページへの掲載を心がけ経費の節減を図ること。
 - (オ) 維持補修費については、各施設の現状を十分に把握し、緊急かつ必要性が高いものから要求すること。

⑧役務費

- 前年度実績を勘案して計上すること。前年度以下に抑制すること。

⑨委託料

- 委託料については、事業効果等を十分検討し、予算計上すること。設計監理委託料については、極力補助事業に含めることとし、組替設計は極力避けること。
- 調査研究等の委託においては、職員で可能かどうか検討し、安易に委託しないようにすること。

⑩使用料及び賃借料

- コピー機、印刷機、パソコン等は、その期限を有効に活用すること。リース切れとなる電算機器については、電算係と調整の上、再リース又は購入など有利な方法を検討すること。

⑪原材料費

- ・ 必要最小限に留め、抑制に努めること。前年度以下に抑制すること。

⑫備品購入費

- ・ 現存する備品の活用を図ることを原則とし、真に必要なものを要求すること。
予算要求する場合は、ランニングコスト、事務の効率化等を勘案し、計上すること。

⑬負担金補助及び交付金

- ・ 負担金は、沖縄県町村会、中部市町村会、南部市町村会等の決定通知に基づき計上すること。
- ・ 各種団体補助金等については、「西原町補助金の交付に関する規則」の交付基準に基づき、効果性、的確性があるか確認すること（繰越額が補助金要請額を超えていないか等）。また、初期の目的を達成したと認められる団体は減額又は廃止すること。
- ・ 新規に予算計上依頼があった場合は、事業効果、活動内容等十分確認し計上すること。

⑭扶助費

- ・ 扶助費については、関係法令等の改正に留意し、実態を十分把握した上での確に見積もること。単独事業については、慣例にとられることなく見直しも検討すること。

⑮公債費

- ・ 公債費については、平成21年度中に支払うべき地方債の元利償還金を的確に把握すること。一時借入金実績を踏まえ、金融情勢を勘案し見積もること。

⑯貸付金、出資金、繰出金

- ・ 貸付金、出資金については、その目的及び行政効果について十分検討し、見積もること。
- ・ 特別会計への繰出金は、法令等に基づき原則、基準内繰出額を計上すること。基準外繰出しがある場合は、説明できる資料を提出すること。

⑰投資的経費

- ・ あらかじめ企画政策課に提出された事業計画調書に基づき要求すること。
- ・ 町の財政負担、事業の必要性、緊急性、事業効果を勘案して見積もること。
- ・ 単独事業は極力抑制することとし、優先順位をつけ調整できるようにすること。

⑱その他

- ・ 各費目を通じ、従来慣例にとられず、必要性、緊急性、行政効果に欠ける経費は計上しないこと。

⑲特別会計について

- ・ 特別会計については、設置目的に応じ、業務運営の合理化・効率化及び経費の見直しを徹底し、財源不足額を一般会計からの繰入金に安易に依存することなく、独立採算の原則堅持に努めること。
- ・ 所要経費の見積りに当たっては、一般会計に準じて編成すること。

⑳公営企業会計について

- ・ 公営企業会計への繰出金については、総務省の繰出基準等を基本に見積もることにより一般会計との経費負担区分の明確化を図るとともに、独立採算の原則を踏まえ、経営健全化に向けた収入の確保や徹底した経費抑制策の実施など、十分な経営努力を行うこと。

西原町講師謝礼金支払基準表

区 分				単 価			
				単 位	金 額	備 考	
役 場 外	県 内	学校・官公署	大学教員	教 授	時 給	5,000	
				助 教 授	〃	4,000	
				そ の 他	〃	3,000	
		その他	特 別 職	〃	5,000		
			管 理 職	〃	4,000	校長・教頭	
			そ の 他	〃	3,000		
		その他	弁 護 士 等	〃	5,000		
			著 名 人	〃	5,000		
	知 識 経 験 者 等		〃	3,000			
	そ の 他		〃	2,000			
	医 師	〃	5,000				
	県 外	学校・官公署	大学教員	教 授	〃	10,000	
				助 教 授	〃	8,000	
				そ の 他	〃	5,000	
		その他	国 <small>の</small> 管理職	〃	8,000		
			同補佐専門官	〃	5,000		
そ の 他			〃	4,000			
その他		弁 護 士 等	〃	10,000			
		著 名 人	〃	10,000			
		そ の 他	〃	5,000			
医 師		〃	10,000				
役 場 内	管 理 職			〃	2,000		
	そ の 他			〃	1,500		

※ 1日4時間を限度とし、4時間を超えるときはそれぞれ1時間につき、上記金額の半額を加算した額とする。ただし、超過時間は2時間以内とする。

※ この基準表により難しい特殊な研修会、講演会等がある場合には別途財政課と協議する。(その場合は、予め理由を明示し、関係資料を提出すること。)【予算の範囲内であればOK!】